

Ⅲ 出願資格

次のいずれかに該当する者で、本学の学部・学科で定める2020（令和2）年度大学入学者選抜大学入試センター試験（以下「大学入試センター試験」という。）の教科・科目のすべてを受験した者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者及び2020年3月卒業見込みの者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者及び2020年3月修了見込みの者
 - (3) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2020年3月31日までに、これに該当する見込みの者
 - ア 外国において学校教育における12年の課程を修了した者及び2020年3月31日までに修了見込みの者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び2020年3月31日までに修了見込みの者
 - ウ 専修学校の高等課程（修学年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - エ 文部科学大臣の指定した者
 - オ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）及び2020年3月31日までに合格見込みの者で、2020年3月31日までに18歳に達する者
 - カ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2020年3月31日までに18歳に達するもの
- （補足）出願資格(3)カにより出願を希望する者には、個別の入学資格審査を行うので、事前に本学事務局学生課（TEL 050-5525-2075）に申し出て相談（提出締切期限の1ヶ月以上前が望ましい。）のうえ申請書類を受け取り、本学が指定した書類等を下記の提出締切期限までに提出すること。提出締切期限は、①大学入試センター試験に出願する以前から本学に出願することを希望する場合は、2019年8月30日（金）までとし、②大学入試センター試験に出願後、志望大学を変更して本学に出願することを希望する場合は、2019年12月20日（金）までとする。なお、同内容は2019年7月発行の入学者選抜要項にて予告されています。

出願上の注意

- (1) 本学部（前期日程）に出願する者は、「前期日程」の他大学・学部には出願できませんが、「後期日程」の他大学・学部には出願できます。
- (2) 願書提出は一つの学科（専攻・選択科目）に限ります。
- (3) 本学における帰国子女入試との併願は認めない。
- (4) 願書提出後、志望学科（専攻・選択科目）の変更は一切認めません。
- (5) 願書提出後、入学検定料はいかなる理由があっても返還しません。（※13ページ参照）
- (6) 他の国公立大学の学部の推薦入試合格者は、当該推薦入試を実施した大学・学部の定める推薦入学辞退手続により辞退を許可された場合を除いて、本学部の入学試験を受験しても、その合格者とはならないので注意してください。
- (7) 他の国公立大学・学部のAO入試に合格し、入学手続を完了した者は、当該AO入試を実施した大学・学部の定める手続により入学を辞退した場合を除いて、本学の入学試験を受験してもその合格者とはならないので注意してください。
- (8) 国公立大学・学部の前期日程試験に合格し、3月15日までに入学手続を行った者は、後期日程の入学試験を受験しても、その合格者とはならないので注意してください。